

議案第46号

新座市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

新座市建築基準法等関係手数料条例（令和2年新座市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (3) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改

正

後

別表第1（第2条関係）

建築基準法関係手数料

名称	手数料を徴収する事務	金額
[略]		
特殊建築物等敷地許可申請手数料	建築基準法第51条ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	160,000円
建築物の容積率の特例認定申請手数料	建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	27,000円
[略]		
建築物の高さの許可申請手数料	建築基準法第55条第3項又は第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	[略]
[略]		
特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度の特例許可申請手数料	建築基準法第57条の4第1項の規定に基づく特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度の特例の許可の申請に対する審査	160,000円
高度地区内における建築物の高さの最高限度の特例許可申請手数料	建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さの最高限度の特例の許可の申請に対する審査	160,000円
[略]		
建築計	建築基準法施行規則	[略]

別表第1（第2条関係）

建築基準法関係手数料

名称	手数料を徴収する事務	金額
[略]		
特殊建築物等敷地許可申請手数料	建築基準法第51条ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	160,000円
[略]		
建築物の高さの許可申請手数料	建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	[略]
[略]		
特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度の特例許可申請手数料	建築基準法第57条の4第1項の規定に基づく特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度の特例の許可の申請に対する審査	160,000円
[略]		
建築計	建築基準法施行規則	[略]

画概要書等の写しの交付手数料	(昭和25年建設省令第40号)第11条の3第1項各号に規定する建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分等概要書及び全体計画概要書の写しの交付
----------------	--

別表第4 (第2条関係)

都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

名称	手数料を徴収する事務	金額
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	[略]	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 23,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 52,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 94,000円</p> <p>(ロ) <u>非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 19,000円</p> <p>c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 31,000円</p>

画概要書等の写しの交付手数料	(昭和25年建設省令第40号)第11条の4第1項各号に規定する建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分等概要書及び全体計画概要書の写しの交付
----------------	--

別表第4 (第2条関係)

都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

名称	手数料を徴収する事務	金額
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	[略]	次に掲げる額を合算した額 ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (ア) [略] (イ) <u>住宅用途を含む建築物の住戸部分</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 a <u>申請に係る一の建築物の住戸数</u> (以下この項において「住戸数」という。) が1戸のもの <u>5,000円</u> b <u>住戸数が1戸を超え5戸以下のもの</u> <u>10,000円</u> c <u>住戸数が5戸を超え10戸以下のもの</u> <u>18,000円</u> d <u>住戸数が10戸を超え25戸以下のもの</u> <u>31,000円</u> e <u>住戸数が25戸を超え50戸以下のもの</u> <u>52,000円</u> f <u>住戸数が50戸を超え100戸以下のもの</u> <u>94,000円</u> g <u>住戸数が100戸を超え200戸以下のもの</u> <u>149,000円</u> h <u>住戸数が200戸を超え300戸以下のもの</u> <u>188,000円</u> i <u>住戸数が300戸を超えるもの</u> <u>201,000円</u> (ウ) <u>住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)</u> 及び <u>非住宅建築物</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 a <u>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</u> <u>10,000円</u> b <u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの</u> <u>19,000円</u> c <u>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</u> <u>31,000円</u>

- d 床面積の合計が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
94,000円
- e 床面積の合計が5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満のもの
149,000円
- f 床面積の合計が10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満のもの
188,000円
- g 床面積の合計が25,000平方メートル以上
のもの 235,000円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
40,000円
- b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
44,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
80,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
135,000円
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
230,000円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の
もの 330,000円

- d 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの
94,000円
- e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの
149,000円
- f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの
188,000円
- g 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの
235,000円

イ ア以外の場合

(ア) 一戸建ての住宅 38,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 住戸数が1戸のもの 38,000円

b 住戸数が1戸を超え5戸以下のもの
66,000円

c 住戸数が5戸を超え10戸以下のもの
96,000円

d 住戸数が10戸を超え25戸以下のもの
140,000円

e 住戸数が25戸を超え50戸以下のもの
203,000円

f 住戸数が50戸を超え100戸以下のもの
301,000円

g 住戸数が100戸を超え200戸以下のもの
411,000円

h 住戸数が200戸を超え300戸以下のもの
539,000円

i 住戸数が300戸を超えるもの
633,000円

(ウ) 共同住宅の共用部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの
111,000円

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの
145,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの
192,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの
303,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの
394,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの
474,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの
(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

g 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 553,000円

(エ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（(カ)に掲げる場合を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 250,000円

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 317,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 412,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 591,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 731,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの 867,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 989,000円

(カ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（市長が別に定める場合に限る。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 91,000円

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 118,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 158,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 259,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 343,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの 414,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 486,000円

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
38,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
66,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
121,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
183,000円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
267,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上
1,000平方メートル未満のもの
334,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
432,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
616,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満のもの
759,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満のもの
898,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
1,024,000円

オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
102,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上
1,000平方メートル未満のもの
130,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
171,000円

Vertical line 1

Vertical line 2

Vertical line 3

Vertical line 4

Vertical line 5

Vertical line 6

		<p>(エ) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 277,000円</p> <p>(オ) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> 362,000円</p> <p>(カ) <u>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> 435,000円</p> <p>(キ) <u>床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u> 510,000円</p>
		[略]
低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	[略]	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> 5,500円</p> <p>b <u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 11,500円</p> <p>c <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 26,000円</p> <p>d <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</u> 47,000円</p> <p>(ウ) <u>非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> 5,500円</p> <p>b <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 9,500円</p> <p>c <u>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 15,500円</p> <p>d <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上</u></p>

		[略]
低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	[略]	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) <u>住宅用途を含む建築物の住戸部分</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a <u>申請に係る一の建築物の住戸数（以下この項において「住戸数」という。）が1戸のもの</u> 2,500円</p> <p>b <u>住戸数が1戸を超え5戸以下のもの</u> 5,000円</p> <p>c <u>住戸数が5戸を超え10戸以下のもの</u> 9,000円</p> <p>d <u>住戸数が10戸を超え25戸以下のもの</u> 15,500円</p> <p>e <u>住戸数が25戸を超え50戸以下のもの</u> 26,000円</p> <p>f <u>住戸数が50戸を超え100戸以下のもの</u> 47,000円</p> <p>g <u>住戸数が100戸を超え200戸以下のもの</u> 74,500円</p> <p>h <u>住戸数が200戸を超え300戸以下のもの</u> 94,000円</p> <p>i <u>住戸数が300戸を超えるもの</u> 100,500円</p> <p>(ウ) <u>住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a <u>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</u> 5,000円</p> <p>b <u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの</u> 9,500円</p> <p>c <u>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</u> 15,500円</p> <p>d <u>床面積の合計が2,000平方メートルを超え</u></p>

5,000平方メートル未満のもの
47,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満のもの
74,500円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満のもの
94,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上
のもの 117,500円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等
を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基
準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞ
れ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区
分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
40,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
67,500円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
115,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の
もの 165,000円

5,000平方メートル以下のもの
47,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え
10,000平方メートル以下のもの
74,500円

f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え
25,000平方メートル以下のもの
94,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートルを超
えるもの 117,500円

イ ア以外の場合

(7) 一戸建ての住宅 19,000円

(i) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区
分に応じ、それぞれ次に定める額

a 住戸数が1戸のもの 19,000円

b 住戸数が1戸を超え5戸以下のもの
33,000円

c 住戸数が5戸を超え10戸以下のもの
48,000円

d 住戸数が10戸を超え25戸以下のもの
70,000円

e 住戸数が25戸を超え50戸以下のもの
101,500円

f 住戸数が50戸を超え100戸以下のもの
150,500円

g 住戸数が100戸を超え200戸以下のもの
205,500円

h 住戸数が200戸を超え300戸以下のもの
269,500円

i 住戸数が300戸を超えるもの
316,500円

(ii) 共同住宅の共用部分 次に掲げる区分に応じ、そ
れぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの
55,500円

b 床面積の合計が300平方メートルを超え
1,000平方メートル以下のもの
72,500円

c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え
2,000平方メートル以下のもの
96,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートルを超え
5,000平方メートル以下のもの
151,500円

e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え
10,000平方メートル以下のもの
197,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートルを超
え25,000平方メートル以下のもの
237,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートルを超

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

えるもの 276,500円

(エ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び
非住宅建築物（(カ)に掲げる場合を除く。） 次に掲
げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの
125,000円

b 床面積の合計が300平方メートルを超え
1,000平方メートル以下のもの
158,500円

c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え
2,000平方メートル以下のもの
206,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートルを超え
5,000平方メートル以下のもの
295,500円

e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え
10,000平方メートル以下のもの
365,500円

f 床面積の合計が10,000平方メートルを超
え25,000平方メートル以下のもの
433,500円

g 床面積の合計が25,000平方メートルを超
えるもの 494,500円

(カ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び
非住宅建築物（市長が別に定める場合に限る。）
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの
45,500円

b 床面積の合計が300平方メートルを超え
1,000平方メートル以下のもの
59,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え
2,000平方メートル以下のもの
79,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートルを超え
5,000平方メートル以下のもの
129,500円

e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え
10,000平方メートル以下のもの
171,500円

f 床面積の合計が10,000平方メートルを超
え25,000平方メートル以下のもの
207,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートルを超
えるもの 243,000円

10,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

11,000円

(i) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

19,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上

2,000平方メートル未満のもの

33,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上

5,000平方メートル未満のもの

60,500円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の

もの 91,500円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

133,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上

1,000平方メートル未満のもの

167,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上

2,000平方メートル未満のもの

216,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上

5,000平方メートル未満のもの

308,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上

10,000平方メートル未満のもの

379,500円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上

25,000平方メートル未満のもの

449,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の

もの 512,000円

オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

51,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上

1,000平方メートル未満のもの

65,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上

2,000平方メートル未満のもの

85,500円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上

Vertical line 1

Vertical line 2

Vertical line 3

Vertical line 4

Vertical line 5

Vertical line 6

		<u>5,000平方メートル未満のもの</u> <u>138,500円</u> (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上 <u>10,000平方メートル未満のもの</u> <u>181,000円</u> (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上 <u>25,000平方メートル未満のもの</u> <u>217,500円</u> (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の <u>もの 255,000円</u>
[略]		

別表第5（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

名称	手数料を徴収する事務	金額
建築物 エネルギー消費性能 適合性 判定手 数料	[略]	ア [略] イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12条第1項又は第13条第2項の規定による場合 (ア(ア)に掲げる場合を除く。) (ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める 額 a～g [略] (イ) [略]
建築物 エネルギー消費性能 向上計 画認定 申請手 数料	[略]	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額 ア [略] イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等 を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基 準に適合するもの (ア)・(イ) [略] ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等 を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基 準に適合するもの (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞ れ次に定める額 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの <u>20,000円</u> b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの <u>22,000円</u> (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区 分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの <u>38,000円</u> b 床面積の合計が300平方メートル以上 <u>2,000平方メートル未満のもの</u> <u>66,000円</u> c 床面積の合計が2,000平方メートル以上 <u>5,000平方メートル未満のもの</u> <u>121,000円</u>

[略]		

別表第5（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

名称	手数料を徴収する事務	金額
建築物 エネルギー消費性能 適合性 判定手 数料	[略]	ア [略] イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12条第1項又は第13条第2項の規定による場合 （ア(ア)に掲げる場合を除く。） (ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 <u>（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）</u> 第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 a～g [略] (イ) [略] ウ [略]
建築物 エネルギー消費性能 向上計 画認定 申請手 数料	[略]	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額 ア [略] イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等 を定める省令第10条第2号イ及びロに定める基準に 適合するもの (ア)・(イ) [略]

		<p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの <u>183,000円</u></p> <p>エ [略]</p> <p>オ [略]</p>
[略]		
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	[略]	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額。ただし、新たに追加される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項に規定する額とする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの <u>10,000円</u></p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの <u>11,000円</u></p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの <u>19,000円</u></p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>33,000円</u></p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>60,500円</u></p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの <u>91,500円</u></p> <p>エ [略]</p> <p>オ [略]</p>
[略]		
建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	[略]	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。ア(イ)、イ(イ)及びウ(イ)において同じ。）が300平方メートル未満のもの <u>11,000円</u></p> <p>b～d [略]</p>

		<p>ウ [略]</p> <p>エ [略]</p>
[略]		
建築物 エネルギー消費性能 向上計画変更 認定申請手数料	[略]	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額。ただし、新たに追加される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項に規定する額とする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p>
[略]		
建築物 エネルギー消費性能 認定申請手数料	[略]	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。ア(イ)及びイ(イ)において同じ。）が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>b～d [略]</p>

(ウ) [略]

イ [略]

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するもの

(ア) [略]

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
38,000円

b～d [略]

エ・オ [略]

[略]

(ウ) [略]

イ [略]

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するもの

(ア) [略]

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。ウ(イ)において同じ。）が300平方メートル未満のもの

38,000円

b～d [略]

エ・オ [略]

[略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新座市建築基準法等関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受ける事務に係る手数料について適用し、同日前に申請を受けた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

3 新座市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例（令和4年新座市条例第38号）附則第2項又は第3項の規定の適用を受ける場合の手数料については、改正後の新座市建築基準法等関係手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和5年5月31日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

建築基準法等の一部改正に伴い、高度地区内における建築物の高さの最高限度の特例許可申請手数料等を定めるとともに、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。